

(写)

令和2年度 第1回 新宿区特別職報酬等審議会 議事録要旨

【日時】 令和2年11月25日(水) 午後2時から

【会場】 区役所本庁舎6階 区議会第3委員会室

(出席委員) 上田良子 大崎秀夫 くまがい澄子 桑原公平
高橋文雄 濱田一成 鱒沢信子 松川英夫
六田文秀 渡辺芳子

(事務局) 総務部長 針谷弘志 総務課長 鯨井庸司 財政課長 遠山竜多

【会議概要】

1 定足数確認(総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第6条」に定める定足数については、10名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

高橋委員、鱒沢委員の2名を選出

4 諮問

区長から審議会に、「新宿区特別職の報酬等の改定について」諮問した。

5 事務局説明

(1) 資料について説明

- ・「令和2年特別区人事委員会勧告について」
- ・「新宿区の財政について(新宿区財政白書)」
- ・「特別職報酬等審議会への諮問事項」

(総務課長) 諮問の具体的な事務局案として、次のとおり提案する。

- ・区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当支給月数を0.05月引き下げる。

6 質疑応答

(高橋委員) 毎年度特別職の報酬を微調整する必要はないと考えているが、区長の23区比較表をみると新宿区は月額6番目だが、年収だと19番目の順位になる。新宿区

の財政的な面を考慮してももっと上位の金額でもいいのではないかと考えている。現状の順位・金額が妥当なのか。

(総務課長) 給料月額では6番目だが、期末手当の支給月数が3.10月と23区で一番低い。23区の平均では3.71月。期末手当の支給月数が4.20月(荒川区)や4.13月(杉並区)の区もある。開きがあるのは、特別給には期末手当と勤勉手当の二つがある。職員の勤勉手当の増改定が近年続いていた。特別職には勤勉手当という考え方がないため、新宿区では勤勉手当の改定については反映させていない。多くの区については、勤勉手当が増改定となった場合には、期末手当に反映させている。新宿区と他区の考え方が異なっていることから支給月数に開きが出てきているのが現状。新宿区は期末手当の改定を反映させるということを特別職報酬等審議会で審議・答申を得た結果今に至っている。

(高橋委員) 区長は相当大変な思いをされている。新宿区の順位が23区の中で低く、寂しい。期末手当の支給金額を調整し、増やすということとはできないのか。

(くまがい委員) コロナで苦勞しているのは新宿。歌舞伎町がターゲットにされていて区長は不眠不休で公務を行っているにも関わらず期末手当が低い。他の自治体と比べてももっと期末手当が高くていいと考える。この1年区長は走りっぱなし。今回コロナで財政調整基金から99億円取り崩している。世界的な状況だから仕方がないが、税収が下がり、ふるさと納税が増え特別区税が他自治体に流出する。企業が回復すれば、税収が上がってくると思うが、現状では新宿区の企業は全体的に厳しい経営状態である。この先財政調整基金の取り崩しがさらに必要になってくることも考えられる。取り崩した99億円の財政調整基金はいつまでに取り崩したのか。

(財政課長) 前回の補正予算までに取り崩しを行った金額。

(くまがい委員) その後はどうなるのか。

(財政課長) 財政調整基金は歳入と歳出の均衡を保つものであることから、長い目で財政運営を行っていく必要がある。歳入が減収となる状況においては、財政調整基金の取り崩しや起債の発行により単年度に負担することなく、緩やかな財政負担となるような対応を取らざるを得ない。持続可能な財政運営ができるよう慎重な対応が必要。

(くまがい委員) 施設整備含めた今後の財政運営はどうなっているのか。

(財政課長) 建物、再開発、道路等のインフラに関わる大きな経費が必要となる部分については、中長期的に見渡したうえで、行政サービスが滞ることがないように計画的な財政運営を常に心掛けている。引き続き慎重に対応していく。

(鱒沢委員) 区長は大変な思いをしているのに、なぜ期末手当を下げなければならないのかと一般の区民としては考えるが、人事委員会勧告がなにに由来しているかということを見ると民間はさらに厳しい状況に置かれている。そのことを考えると、特別職の報酬を減額するのはやむを得ないのではないか。本当に頑張っているのを認めたくえで減額はいたしかたないと感じている。

(高橋委員) 期末手当の支給月数について今後増額の調整を含めて検討してもらいたい。特別職の報酬については、一般職に連動させる必要はないと個人的に考えている。特別職は一般職とは異なる業務をしてもらうという観点から毎年改定する必要はないのではないか。

(上田委員) 税収が大幅に増収となれば、増額の調整も検討可能だが、現在の状況を見ると、減額がやむなしだと考える。今後、増額の調整するためにはどうしたらいいかを考えるべき。新宿区がコロナ禍で頑張っているのは、全国的に知られている。一般職だけ減額して特別職は減額しないということは不公平。

(総務課長) 各委員のご意見については、貴重なご意見として受け止める。区長からの挨拶にもあったが、特別職の報酬については、社会経済情勢、区の財政状況や区職員との均衡等を考慮しながらご審議いただき判断していただく必要がある。判断する物差しとしては、区民の皆様の納得が必要であり、合理的な考え方が必要になってくる。他区については、勤勉手当が増額となった場合に、反映させるという考え方を従来から行っていて、そういった物差しが定着している。新宿区はそういった考え方が定着していない。今後、増額の調整が必要となった場合には、そのタイミングとどのような合理的な考え方に基づいているかを事務局としては慎重に判断していく必要がある。各委員からいただいた意見については、今後の参考にさせていただく。

(くまがい委員) 今回の人事委員会勧告は特別給だが、月例給の部分は現時点では勧告等出ていない。人事委員会の調査対象企業も多く倒産している可能性もあり、様々な状況が考えられる。そのような状況で月例給の平均額を算出できるのか。国が月例給について勧告するかわからないかわからないが、今後の見通しはどうなっているのか。

(総務課長) 国は月例給の据え置きが確定している。そういった状況で特別区人事委員会がどのような判断をするかはわからない。勧告の時期、勧告の有無についての情報が入ってきていない。

(高橋委員) 特別職の方は、任期が決まっている。その任期間については、特別職の報酬は固定してはどうか。意見として述べさせていただく。

(濱田会長) くまがい委員の発言にあった調査対象企業の規模をどう見るかというところだが、以前は企業規模 100 人以上でかつ事業所規模 50 人以上の事業所となっていたところを、調査対象に中小企業の状況をより反映させるため、企業規模 50 人以上でかつ事業所規模 50 人以上に変更した。この変更が今後どのようなことになるかわからず、見通しも立っていない。

(渡辺委員) 筆筒地域で今年の 2 月から今日までのコロナ禍の区長の活動について話を聞いた。区長が大変な思いをしている中で期末手当が少ないと感じるが、非常事態宣言の際も同様の対応を行った。コロナ禍の今年については減額し、区の財政が良くなったときに、増額を検討するのがいいのではないかと。

(六田委員) 配布された資料の内容や、これまでの経緯等を考えると、今回は諮問通りでやむを得ないのではないかと。区長の年収が 23 区中の下位になっているのは区の総合的な財政内容によるものと考えている。

(濱田会長) 他に意見はないか。皆さんから様々な意見をいただいた。議論はひとまず区切らせていただき、これまでの審議内容を踏まえて、答申案文を作成する。

(一同) 異議なし。

※休憩再開後

(濱田会長) 事務局に答申案文の朗読を求める。

(総務課長) 一答申案文朗読一

(濱田会長) 答申案文について、質問や意見はあるか。

(一同) 異議なし。

(濱田会長) では、全委員のご賛同を得られたので、最終的な答申文の作成は会長一任ということでよいか。

(一同) 異議なし。

(濱田会長) 今回の諮問に対する区長宛ての答申は、概ねこの内容で準備を進める。以上で本日の議事を終了する。区長からあった諮問に対する答申は、後ほど審議会を代表して私から区長に渡す。これで審議会を閉会する。

7 閉会

